

平成21年3月3日

(社)全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省職業安定局
建設・港湾対策室長

雇用調整助成金等の拡充及び離職者住居支援給付金の創設について（周知依頼）

職業安定行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
最近の雇用情勢についてみると、世界的な金融危機が雇用面にも急激に影響を及ぼす中、厳しさを増しており、喫緊の対応が求められているところです。

そこで、厚生労働省では、このような状況を踏まえ、事業活動の縮小を余儀なくされたことに伴い、その雇用する労働者について、休業、教育訓練又は出向を行う事業主に対する支援措置として、昨年12月1日から、従来の雇用調整助成金の支給要件を大幅に緩和するとともに、助成率を引き上げ、新たに中小企業緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）を創設し、その後も、対象労働者の拡大、要件の緩和等に取り組んできたところです。

こうした中、厳しさが増している雇用失業情勢に一層的確に対応するため、雇用調整助成金等について、別紙1及び2のとおり助成率の引き上げ、事業活動の縮小を示す判断指標の緩和等を図りました（助成金の概要及びリーフレットは参考1～3のとおり）。

また、やむを得ず派遣労働者や有期契約労働者の雇用契約の中途解除や雇止め等を行った場合において、当該労働者に対し離職後も引き続き住居を無償で提供するか、住居に係る費用を負担した事業主を支援するため、別紙3のとおり離職者住居支援給付金を創設しました（給付金の概要は参考4のとおり）。

つきましては、これら助成金の制度概要等について御了知の上、貴団体傘下の事業主あて周知広報を図っていただきますようお願い申し上げます。なお、いわゆる残業の扱いについては、時間外労働の突発的な発生等の建設業・港湾運送業における業務の特殊性にも十分配慮しつつ、できる限り柔軟に対応していくこととしております。また、雇用調整助成金については、これからもより多くの事業主に御利用いただけるよう、貴団体と密接な連携を図りつつ説明会を開催するなど、積極的な周知・広報を図ってまいりたいと考えておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

（※ 制度の詳細及び説明会等の開催については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。）